工　事　請　負　契　約　書（案２）

前払有

工　事　名

滋賀医科大学（瀬田月輪）構内駐車場（患者駐車場等）整備工事

請負代金額

金　　円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金　　円也（消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、請負代金額に１０８分の８を乗じて得た額である。）

発注者　国立大学法人滋賀医科大学長　塩田浩平と受注者　【法人等名、代表者等氏名】　　との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条　受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて工事を完成するものとする。

第２条　工事は、滋賀医科大学構内において施工するものとする。

第３条　着工時期は、平成　　年　　月　　日とする。

第４条　完成期限は、平成３１年２月２８日とする。

第５条　完成通知書は、滋賀医科大学施設課に送付するものとする。

第６条　請負代金（前払金を含む。）は２回に支払うものとする。

第７条　請負代金については、金　　円を前払いするものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。

残額は、工事完了月末締めの翌々月１０日払いとする。ただし、翌月１０日までに発注者が受注者の適法な請求書を受理したものに限る。なお、支払日が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日に最も近い休日でない前日とする。

第８条　請負代金の請求書（前払金を含む。）は、滋賀医科大学施設課に送付すべきものとする。

第９条　契約保証金は、金　　円とする。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第10条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が

確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第11条　受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第12条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七　受注者が、一から五までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　第１項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、支払総金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者に指定する期日までに支払わなければならない。

第13条　受注者は、工事の目的物および工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第14条　解体工事等に関する費用等については、別紙のとおりとする。

第15条　この契約についての一般的約定事項は、文部科学省が定めた別冊の工事請負契約基準を準用するものとする。

第16条　別記の工事請負契約基準第３６を次のとおり読み替えるものとする。

第３６　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第17条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年　　月　　日

発　注　者
大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学長
塩　田　浩　平　　印

受　注　者
【住　　所】
【法　人　等　名】
【代　表　者　等　氏　名】